

平成18年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の沿革

事業所・企業統計調査（指定統計第2号）は、昭和22年に「事業所統計調査」として第1回調査が行われ、平成8年から企業の実態把握を充実し「事業所・企業統計調査」と改称し実施されています。昭和23年以降、昭和56年までは3年ごと、その後は5年ごとに国や地方公共団体の事業所も含めた調査を、また、その中間年には民営事業所を対象とした簡易調査を実施しています。

今回実施する平成18年調査は、民営の事業所及び企業だけでなく、国や地方公共団体の事業所も対象にした大規模な調査です。

2 調査の目的

平成18年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象に事業の種類や、従業者数等の基本的事項を全国及び地域的に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の母集団情報を得ることを目的として実施しています。

3 調査日

平成18年10月1日現在で実施されました。

4 調査の対象

今回の調査は、調査日現在で国内に所在するすべての事業所が対象となります。

ただし、次の各号に掲げる事業所は調査対象から除かれます。

- (1) 大分類A－農業に属する事業所で個人の経営に係る事業所
- (2) 大分類B－林業に属する事業所で個人の経営に係る事業所
- (3) 大分類C－漁業に属する事業所で個人の経営に係る事業所
- (4) 大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類83－その他の生活関連サービス業（小分類番号832－家事サービス業に限る）及び中分類番号94－外国公務に属する事業所

調査は、原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とします。

単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とします。

5 調査の方法

調査はすべての事業所を対象とする全数調査で、「甲調査」及び「乙調査」の2種類からなっています。

甲調査は民営の事業所を、乙調査は国、地方公共団体の事業所を対象に、それぞれ次に示す流れにより調査しました。

- (1) 甲調査
- ・ 総務大臣 — 都道府県知事 — 市町村長 — 統計調査員(指導員) —
統計調査員(調査員) — 民営事業所
- (2) 乙調査
- ・ 国の事業所 総務大臣 — 府省等の長 — 調査事業所
 - ・ 都道府県の事業所 総務大臣 — 都道府県知事 — 調査事業所
 - ・ 市町村の事業所 総務大臣 — 都道府県知事 — 市町村長 — 調査事業所

6 調査事項

調査事項は、次のとおりとなっています。

(1) 甲調査

[事業所に関する事項]

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 経営組織
- エ 本所・支所の別
- オ 開設時期
- カ 従業者数
- キ 事業の種類・業態
- ク 形態

[企業に関する事項]

- ア 本所・本社・本店の名称及び電話番号
- イ 本所・本社・本店の所在地
- ウ 登記上の会社成立の年月
- エ 資本金額及び外国資本比率
- オ 親会社・関連する会社の有無
- カ 親会社の名称及び電話番号
- キ 親会社の所在地
- ク 子会社の数
- ケ 支所・支社・支店の数
- コ 会社全体の常用雇用者数
- サ 会社全体の主な事業の種類
- シ 会社形態の変更状況
- ス 電子商取引の実施状況

(2) 乙調査

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 職員数
- エ 事業の種類